## 総務委員会会議録

日時 平成24年8月7日(火)

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 望月 勝

副委員長 山田 一功

委員 武川 勉 鈴木 幹夫 石井 脩德 山下 政樹

永井 学 高木 晴雄 小越 智子

委員欠席者 飯島 修

説明のため出席した者

総務部長 田中 聖也 総務部次長(人事課長事務取扱) 吉原 美幸

議題 (付託案件)

第86号 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する 条例中改正の件

審査の結果 付託案件について、原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午後2時55分から午後3時41分まで総務部関係の審査を行った。

主な質疑等

※議案第86号 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関 する条例中改正の件

質疑

山田委員 今回の条例に関係のあることなんですが、今回の事例で職員が例えば贈答品を いただいたとか、そのようになった場合、どのような懲戒処分になるのか、まず

お伺いしたいと思います。

吉原総務部次長

地方公務員法にいわゆる信用失墜行為の禁止規定というのがございまして、これに違反した場合には懲戒処分をすることができると、やはり地方公務員法に定められております。したがいまして、贈答品を受領したことが信用失墜行為に該当するかということを判断することになるわけですが、これにつきましては一律の基準というものはございませんので、具体的に個々のケースについて判断をしていくということになろうかと思います。その職員の職務権限ですとか、あるいは受領した内容、金額、頻度、回数でしょうか、そういったものを総合的に勘案して処分の必要性を決定していくということになろうかと思いますので、贈答品を受け取ったということで直ちに処分をされるというものではないと考えております。

山田委員

本来、人事権者なりが、いわゆる上司が行うんですが、今回のような知事がみずからこのような場面ではどういう位置づけになるのか。

吉原総務部次長

委員の御質問は知事の今回の減給措置は懲戒処分なのかということで理解をさせていただければ、知事につきましては選挙によって選出をされているということがございます。それから、職員の任命権者ということもありますので、懲戒処分になじまない職だと一般的には解されておりまして、法律上も知事に対する懲戒処分という制度はございません。一方で、今回の場合もそうですが、県政を預かる立場ということでございますので、みずからを律する必要があるという場合には、その方法として私ども一般職の懲戒処分である給料の減額というような、それに相当する今回の給与の減額といった措置をするというのが全国的にも一般的でございまして、今回は知事が県民の方の厳しいおしかりですとか、御意見だということを真摯に受けとめられて、みずからへの戒めということで給与の減額措置をされたということでございます。

山田委員

知事みずからがそういうことで減額をしていくということですが、今回、みずから厳しい処分を課したというような御説明なりがあったと思いますが、その厳しいという基準が、例えば本県の場合、過去に適当な、当然、同じような事例はなかったとは思いますけど、どんな事例があったのかということと、他県にどんな事例があったのかを教えていただきたいと思います。

田中総務部長

本県の過去の例あるいは他県の例に照らして、今回の処分がどうなのかという御質問でございます。本県におきましては本会議におきまして知事から御答弁申し上げましたように、これまで庁内の不祥事などがあった場合には、最高責任者としての責任を明らかにするという観点から 10%の減額を 1 カ月~ 3 カ月程度行ってきたのが通例でございます。今回は知事がみずからを厳しく戒めるというために、現行の特例減額措置で 10%行っておりますが、それにさらに 20%を 1 年間上乗せしようということで、合わせて 1 年間にわたりまして 30%の減額率を実施するものでございまして、これまでを上回る厳しい減額の措置をみずからに課したというものでございます。

他県と比較してということでございます。内容や減額措置の考え方は他県それぞれでございますので一概に比較は困難でございます。ただ、知事の特例減額というのは多くの県で現実行われていますが、この減額後の実支給月額で比較いたしますと、今回の減額措置によりまして本県の知事の給与は87万5,000円となるわけでございますが、これは全国で見ますと下から2番目になります。でございますので、厳しい措置になっているというふうに承知しております。

高木委員

質問に先立ちまず確認をさせていただきたいと思います。先ほどの本会議での話の中で、知事が仕立券を受け取ったその時期の一番最初が平成20年1月から6回というふうに聞きましたけど、それでよろしいでしょうか。

田中総務部長

知事の答弁ではそう申し上げたと思いますが、私ども総務部として承知したところではございませんけれども、知事の本会議ではそのように答弁したというふうに承知しております。

高木委員

人事委員の知事に渡した方、この方は21年1月からその職についたということでよろしいでしょうか。

吉原総務部次長

今回の当事者になっております委員の方は、平成17年12月26日から人事 委員になられていらっしゃる方でございます。

高木委員

後ほどそのことについてはまたふれさせていただきます。

先般行われました全員協議会の知事の説明に不満を持った方も大勢いる。また、不満を超えた怒りのようなものを私も県民の大勢の方から聞いております。そういう中で、またきょうの本会議での知事の説明を聞くと、ますます私もその答弁にふんまんやるかたないということを感じておりますし、またそういうことを感じた議員も大勢いらっしゃるかと、また、あるいは傍聴の席の方もそんなことを感じたと思うんですけれども、その一つとして知事が何回もそのことを答弁しているんですが、古くからの友人だということと、そして、相手が非常に大きな資産家というか、大変な平たく言うとお金持ちということだということ、全く答弁として成り立ってないなという感じがしました。

きょうは触れていませんけれども、前回に知事の給与が月額で125万円、それを20%カットして、それに12カ月を掛けるとちょうどそのいただいた50万円×6回分の仕立券に匹敵するお金がという話がありました。この論理も非常に理にかなっているようで非常におかしな論理だなというふうに私は違和感を感じて受けとめました。

それを踏まえて質問に入らせていただきます。9月の議会において疑惑が否定されましたので、私はそのときほっとしておりました。にもかかわらず、7月20日の新聞でああいった報道がなされ、知事に裏切られたなという感じを持ちました。ここにいらっしゃる委員もそうでしょうけれども、全議員、そして、職員の方は一生懸命知事の「暮らしやすさ日本一」を支えながら、全力傾注で議員の活動あるいは職員もやってきたと思うんですね。そういった中で非常に県民の信頼を失墜させてしまったこと、また、そういうことに対して知事の政策を支えるかなめであり、また職員の頂点に立っている総務部長の立場から今回の問題をどうとらえてどうお考えになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

田中総務部長

本件につきましては検察が不起訴処分といたしまして、検察審査会が不起訴処分が相当だと議決したものでございますが、少なからぬ金品を受け取ったということでございまして、職員の多くはこれに対してショックを受けたというふうに承知をしております。しかしながら、知事は本日も御答弁申し上げましたように、今回の事態につきましてまことに軽率であったということに深く反省をしている次第でございます。このために今回御審議をいただいている条例を提案させていただいているわけでございまして、実質支給額ベースで見ますと全国の都道府県で下から2番目という低い額になるような給料の提案をさせていただいているわけでございます。

総務部長である私といたしましても、今回の対応につきましては知事の真摯な 反省だというふうに理解をしているところでございまして、今後は知事の反省、 それから、本日、今後の県政推進に向けた新たな決意の言葉もございましたが、 そういう新たな決意のもとで知事と職員ともに引き続き全力で県民のための県 政の取り組みを進めてまいりたいと考えておりまして、それをやっていくことが 何より、今、求められていることではないかなと考えております。

高木委員

それにしても90万円に限りなく近い大きな金額、全国からすると下から2番目ということで、その番数の話ではないと私は思います。それはそれとして、先ほど本会議でもありましたけれども、全職員に対しておわびをメールでという話がありました。7月20日からするときょうで18日目ということになります。

メールでおわびをもしするとすればもっと早い段階でのメッセージが託されて当たり前なのかなと思います。なぜこんなにおくれたんでしょうか。

田中総務部長

検察審査会の議決がなされましてから直後の庁議に場におきまして、これは全職員に対する直接ではございませんが、幹部職員を相手といたしまして知事から 謝罪の言葉と、引き続き今後の県政の推進に協力してほしいという話を直接伺っ ているところでございます。また、一般県職員につきましては、県職員組合から 知事に対して抗議文が提出されております。それに対しまして同趣旨の回答が出 ておりまして、さらに平出副知事から、直接、委員長に対しましては平出副知事 の言葉でさらにそれを補足するような説明もあったと承知しております。今回、 このタイミングで臨時県議会が終わってからメールというふうになっておりま すのは、議会で御審議をいただいて、みずからに対する戒めとして御提案させて いただいております今回の条例について御議決をいただければ、そのタイミング が全職員に対しまして御説明するに当たりまして、ふさわしいのではないかとい うふうに判断をして、このタイミングになっていると承知しております。

高木委員

今の答弁に一定の理解は示しますけれども、平出副知事という話がありましたが、職員の抗議文に対しての話は、それに対して知事は職員組合に直接会って話をした経緯があるのかどうか、それが1点。

そして、全職員に対してはメールで、私はちょっと不満なんですけど、まあいたし方ないのかな、3,000人を超える職員に全員で集まる、あるいは、部局を回ってという、これも現実離れしておりますのでいいんでしょうけれども、先ほど幹部と私が聞いております幹部というのはほんとうに部長級であって、課長、あるいは、出先の所属長、ここまで行くべきだと思うんですけど、そこまで行ってないというふうに私は認識しておりますが、いかがでしょうか。

田中総務部長

ただいまの質問についてでございますが、知事からのおわび、今後の県政についての協力のお願いがあった場と申しますのは、庁議の場でございますので、これは庁議メンバー、いわゆる部局長級のメンバーになります。一般の職員の皆さんに対しましては、これは文書で職員組合の抗議文に対する回答という形でお伝えをしているわけでございますが、これだけでは十分ではないと知事は判断されまして、今回、臨時議会終わりましたら直接メールを送信させていただきたいと考えているものでございます。

高木委員

今回のことで職員のモチベーションが相当下がっているというふうに感じています。そうした中で、職員とのかかわり合いの中で、これ部長にお聞きしたいんですが、最も懸念されることがあるとすれば何でしょうか。

田中総務部長

最も懸念されることは、やはり県政推進に当たりまして一番重要なことというのは、県庁が一丸となって県政の推進に邁進をしていくということが何より大切でございますので、知事と職員の間の確かな信頼関係ということに仮に傷が入るようなことがあるとすれば、これは極めて問題であると考えております。

高木委員

平成17年から職員の定数を減らして、私の数字が違ったら教えてください。 1,099人きょうの段階で減っていると認識しておりますけれども、そういった人員の削減は今この財政の厳しいときに、非常に的を射た削減をしているというふうに思っておりますが、そのことは裏を返せば行政サービスの低下にもつながりかねない。そういう状況の中で、県職員一生懸命厳しい状況の中で仕事をし ている。その中でこういうことが起こったということを、私は知事の話を聞いていてどうもぴんと来ないんですよね。非常に甘いといっては失礼かもしれませんけれども、率直な思いとしてそういう感じが否めません。その辺について何度も済みませんが、やっぱり職員のトップである部長の感想というのか、お考えを聞かせてください。

田中総務部長

委員の御指摘ございましたように、この近年やってきました職員の定数削減というのは、行財政改革という要請が一方である中で、他方で県民に対する行政サービスは低下させてはいけないという、この2つのぎりぎりの要請をともに両立させていく観点から、県職員の皆さんにはぎりぎりの努力をしてもらっているところでございます。さらに申し上げれば、給与の特例減額につきましても、1年前までは一般職員も巻き込んだ形でやってきたわけでございまして、これにつきましても職員の士気低下に影響が出ないように、ぎりぎりの県職員の皆さんの協力、理解いただきながら進めてきたわけでございます。こういった改革をするに当たりましては、知事は例えば特例減額するときであれば、直接御本人から全職員に対し、やはりこれもメールでメッセージを送りまして、行財政改革に対する取り組みに対する協力などにつきまして、みずからの言葉で語りかけながら、こういった改革を取り組んできたわけでございまして、決して知事の職員に対する気持ちが足りないとか、そういうようなことはないものと承知しております。

高木委員

組合が抗議文を出しましたよね、それを読んで率直な感想を述べさせていただきますと、樋川委員長初め職員の皆さん本当に百歩譲ったお考えを示されたなと、もっと本当は厳しい知事への要求が本当はあったというふうには思います。そういう中で、どういうことなのかなと私なりに分析というのか、思うところは、一つに今までの知事の県政の発展のために裏の努力を知事が行ってきた、そして、リニアのことに対しても中部横断道に対しても、先ほど本議会で話が出たことも踏まえると、非常に努力をしてきたことも私も目の当たりにしてきて、また職員もそういうものを見て、そういうことの中で少しやわらかくなったのかなという感じがするのと同時に、もう一つは県政の混乱を避けたい、一日も早く回復したい、そんな思いがあって抗議文がやわらかくなっているのかなと思うんですけれども、知事に対する職員の、職員組合の思いというのはどんなふうに受けとめていますでしょうか。

田中総務部長

職員組合からの抗議文を拝見しますと、不祥事根絶に向けて全庁的に取り組んでいる中で、こういった事態が起きたことに対してはショックを受けているということが表明されているわけでございまして、この抗議文の中では誤解を招くことがないように市民感覚のもとに慎重な行動をとってほしいということだとか、今回の事態について十分な説明を行うということを求めているわけでございます。知事はこの抗議文に対する回答の中で深いおわびを述べるとともに、知事と職員との確かな信頼関係のもとに、ともに汗を流していただきたいということをお願いしているわけでございます。こういったことに対しまして、職員組合の方からは今回の給料減額措置の提案とあわせまして、職員組合としましては今回の問題に対する知事の真摯な反省であると理解をして、今後の知事の動向を注視するというふうに承知をしております。

私といたしましても、先ほど委員から御指摘ございましたように、本県は、今、これからの山梨の未来に向かって非常に重要な局面を迎えていると思いますので、知事の真摯な反省、それから、新たな決意のもとで知事と職員が信頼関係を一層確かにして、県政の推進に取り組んでいくということが、今まさに求められ

ていることではないかと考えております。

望月委員長

委員長より各委員に申し上げます。質疑に当たっては一問一答を原則とされる よう簡潔にお願いいたします。

高木委員

最後に1点、本日提案されました条例案の特別措置の部分は、条例施行前に係 る減額の処理を示しているものと考えます。不利益処分を遡及させないための処 理と考えてよろしいんでしょうか。

吉原総務部次長

委員御指摘のとおり今回の条例改正内容につきましては、給与の減額措置は条例施行の日の翌日から実施するということで、将来に向かって実施をするという規定になっております。ただ、知事が一刻も早く減給をしたいという意向でございましたので、条文に特例措置を設けさせていただいておりまして、8月1日から条例施行の日までの間については、それに相当する額を8月分の給料で調整するというような形で、同じような効果を持たせるという形で組み立てをさせていただいておりますので、いわゆる不利益不遡及というものに反しない規定になっております。

小越委員

今回の20%減額についてはだれがこの案を決めたんでしょうか。知事から言われたんですか、それとも、知事ではなく総務部長、総務部からこのくらいでいいんじゃないかという話だったのか、相談があったんでしょうか。

田中総務部長

今回の条例の内容につきましては、知事がみずからに対する厳しい戒めとして 御提案があったものでございまして、事務方に対してもそういう指示をいただい たものでございます。

小越委員

ということは、この総務部側としても20%減額が適切とか、それでいいというふうに、もっと重くするべきじゃないかとか、いや、このくらい、そういうサジェスチョンとか、検討する委員会というのはなかったんですか。

田中総務部長

もちろん事務作業するのは私どもでございますので、私どもとしましては知事からの御指示を是と、これが適当であると判断をして、今回、提案をさせていただいているものでございます。

小越委員

これはあくまで知事の判断だと、当局からは別にこれが重いとか軽いとかいう ことはなかった、知事のあくまで政治判断だということだと思います。

例えば先ほども山田委員からありました。私も先ほど本会議で質問しましたけど、答弁してもらえませんでしたので総務部長だったら答えられると思うんです。職員の方々が上司に黙って例えばですね、公共事業、談合の話もありますけれども、公共事業の関係の業者から部長または課長、そういう方々がお盆やお中元に商品券をもらっていた、10万、20万。50万はないと思いますが。もらっていたとして、それが発覚しました、黙っていたと、そういうときにはどういう処分が下されますか。

吉原総務部次長

先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、職員を処分するには地方公務員法に基づいていわゆる信用失墜行為があったかどうかということで判断するわけですが、それについてはまさしく職員がもらった相手との間で職務権限がどうであったのかとか、その金額ですとか、頻度ですとか、同じような回答にな

ってしまいますが、そういったものを勘案する中で、処分の有無も含めて決定を していくということになろうかと思います。

小越委員

例えば職務権限があったとする場合にはどうなるんでしょうか。

吉原総務部次長

特に非常に利害関係があって、そのことによって例えば便宜の供与をしたとか、そういう行為があったということになれば、重い処分が下されているというのは、過去例にもあるわけですけれども、それにつきましてその個々のケースによって判断をするということでしかお答えはできません。

小越委員

今、お中元のシーズンですけれども、部長なり課長なりが県土整備部の関係の 方々、それから、いろんな指定管理者もありますけど、そういう業者からお中元 をいただくことは多分ないと思うんです。それをしたらこれはまずいと思うじゃ ないでしょうか、いかがですか。

吉原総務部次長

特に委員の御指摘の公共関係の職場におきましては、公共関係事業職員の倫理 マニュアルというものを整備させていただいておりまして、その中でいわゆる利 害関係者からの今言ったような中元ですとか歳暮ですとかいうような贈答とい うのは禁止をされております。

小越委員

それは職員の場合は禁止されていると、知事の場合は先ほど本人が決めた話だと。職員の場合は分限委員会も含めてみんなでその処分が適切と考えるというんですけど、今回は知事が自分でこれくらいでいいだろうといった話ですが、例えば職務権限がある場合、人事委員会ですよね、人事委員の方からもらったと。人事委員会、人事委員はどのような権能があるんでしょうか。

吉原総務部次長

幾つかございますが、職員の人事・給与とかいったものに対するいろんな措置といいますか、それが適当かどうかという判断を人事委員の方でしていただくということがございますし、あるいは、職員の採用ですとかいったものについては、人事委員会の方でしていただいているということでございます。

小越委員

人事委員会の権限、先ほどもお話がありました職員の採用や、選考、それから、職階制に関する計画、給料の勧告、行政的権限、準司法的権限・立法的権限、かなり広範囲にわたっています。それは職務権限ということで、その職務権限がある方からお金をもらうということは、それは先ほど言った職員の方々が、職務権限のある方が公共事業、いろんな関係業者からお金をもらうと同じことじゃありませんか。

吉原総務部次長

職員の場合の利害関係者というのは、例えば公共職場であればいわゆる業者ということですが、やはり一定期間、自分の業務と密接な関係ある、そういった者からの贈与ですとか、そういった接触というものの禁止をマニュアルの中ではしているわけですけど、知事の権限職務というふうなお話ですと、非常に広範囲にわたっているわけでございまして、それを今言った職員のそれぞれのいわゆるそれぞれ担当している職務についての利害関係者との関係というのと、同じレベルで考えられるかどうかというところはあるのではないかなと思います。

小越委員

私は知事の方が広範囲に権力、人事委員と関係するのであれば、なおさらこれ はいろいろな権限を持っている方々からお金をもらう、それが反映される、職務 権限にかかわるものだというふうに私は思います。一課長よりも知事・政治家の方はより広範囲にその力を持っているんですから、そこにお金が来るということは、それは先ほど言った職員が禁止されていることを知事がやっていたということであり、それは処分の対象になると思うんです。処分の中には減給、今回のそれは余りに低いと思うんです。もし職員がそのようなことをしたら停職というものがあるんじゃないでしょうか、いかがですか。

吉原総務部次長

職員の懲戒処分の中には減給のほかに停職ということはございます。戒告、それから、免職ということでございます。ただ、1点、今回の知事の事案がそれに当たるかということについては、審査会あるいは検察の中の判断ではそれに当たらないという判断が出されているということだと思います。

小越委員

当たらないといいますけど、職員の場合も、でも、盆暮れもらうのは必ず禁止だと、もらってない。だけど、もらっていた場合は、それはどうなるんですか。減給ですか、停職ですか、それとも降格とかいう、それも長い期間ですよ、金額たくさんで黙っていたという、どうなるんですか。

吉原総務部次長

同じ答えになって申しわけございませんが、やはりそれはもらっていた職員と贈っていた相手との職務権限がどの程度であったのかとか、あるいは、金額がどうなのか、回数がどうなのか、そういうことを判断して処分に値するのかどうなのか、また、処分であればどの程度の処分が適当なのかということを、判断をしていくということでございます。

小越委員

相手と、それから、職員との権限がどうだったのかといいますと、職員と業者よりも私は知事と人事委員の関係、それは非常に重いものだと思います。ですので、今回のこのような軽い処分、県民からすると300万円もらった分だけ300万円だけ返せばいいかと、これは本当にこれで処分になるんでしょうか。いかがですか、300万円分だけ減額、それで処分になると思いますか。

田中総務部長

繰り返しになりますが、本県の過去の不祥事とかあった場合に最高責任者の責任のとり方につきましては、本会議でも答弁申し上げましたように、1割の給与減額を1カ月~3カ月行うというのがこれまでの通例でございますが、今回はそれを上回る厳しい内容をみずからに戒めとして行っているという内容と承知しております。

それから、一般職の職員と比較しての議論、先ほどからの内容でございますが、一般職の場合には、これは地方公務員法が適用されるわけでございますが、特別職は地方公務員法が適用されないわけでございます。これは法律の建て方としまして、特別職は特に知事の場合や自治体の長などにつきましては、職務権限が広範にわたるということでありますとか、これは立場上、政治的行為というのをしていかざるを得ないとか、そういう特別職のそれぞれの職務の特殊性があって、地方公務員法が適用除外になっているということでございますので、法律の建て方としましても、一般職の職員と特別職とを同列で、同じ立場で判断するのはなかなか難しいんではないかと考えております。

小越委員

法が適用されないからなのであれば、なおさらのこと知事の持っている力はすごく、一職員、部長よりも大変なものがありますので、このような軽い処分ではだれも納得しないと思います。

もう一点お聞きしたいんですけれども、先ほどの議会のときにもいろいろな

方々から洋服の仕立てのことがありました。知事が洋服屋さんにみずから出向いてつくってもらったと言っているんですけれども、それは公務の最中に立ち寄ったんですか。

望月委員長

小越委員に申し上げます。本日の委員会は付託されました条例改正案の内容について審査を行うものであります。ただいまの発言は本委員会の審査すべき内容から逸脱しているものと思われますので、所管内での発言をお願いいたします。

小越委員

これが公務中で行ったのか、そして、もし職員が同行していったのであれば、そこに知事って自分で書いたかどうか、だれか一緒に行ったのであればわかるはずなので、それはここで明らかにしてもらいたかった。きょう秘書課の課長を呼んでもらいたいと言ったんですけど、来なかったので、それは総務部長かほかの責任でもいいんですが、ぜひこれは公務で行ったのかどうか後で知らせほしいんですけれども、そうしないと、仕立ての名前を書いたときに、だれか一緒に行ったんであればそこでわかるはずですから、それはぜひここで明らかにしてもらいたいと思います。

望月委員長

小越委員、今、給与条例の決定について……。

小越委員

だから、給与条例、これが適切に減額かどうか必要かと言っていますので、それをお願いしたいと思います。

望月委員長

ただいまの発言も本委員会での審査外の事項となりますので、所管内での発言 をお願いいたします。

小越委員

辞職を求める皆さんの声がたくさん上がっているというふうに先ほど答弁もありました。県民からはどのような意見がどのくらい寄せられて、ファックスとかメールとか電話とか、どのくらい来ているんでしょうか。

吉原総務部次長

県民から声が寄せられているということは承知をしておりますが、具体的な件数というものについては申しわけございませんが、承知しておりません。

小越委員

先日、記者会見の中で辞職を求める市民団体の声についてということがありましたけれども、それは記者会見で知事に促されて「あ、そういう方も来ていますね」という程度でした。市民団体の皆さんのファクスや抗議のメールとかがちゃんと届いているのか、知事はそれを目を通しているのか、そういうのはちゃんと知事に伝わっているんでしょうか。

吉原総務部次長

先日の記者会見でも知事みずから、直接に伝わっているという御答弁をされて おります。

小越委員

届いているのにもかかわらず、どうしてこの程度の減給でよしとしているのか私にはわかりません。真摯に受けとめているという姿がないと思います。私は県職員が同様のことをしたらこのような処分では済まないと思います。職員の方々は非常に気を使っております。そして、本当に1つそこでコーヒー一杯いただくだけでも非常に気を使い、いろんなものが来るときは断り、そして、いろんなところからいろんなお誘いを断っている、みんなわかっています。それは職員皆さんこんなに非常に気を使っているんです。それなのに、一番力を持っている一番

権力を持っている知事が、どうして人事委員という職務権限が明確にあるその方から300万円もらって、どうしてこんな軽い処分でいいのか私には納得がいきません。市民からの要望もしっかり受けとめているかどうか大変疑問です。

そして、先ほど何度も言いまして、そして、議会でも言っていましたけれども、 実績を上げるために、リニアのために、今、県政をとめてはいけない、そうじゃ ないと思うんです。京都大学の先生がすごいいろんな研究をすばらしくしました。 しかし収賄容疑で捕まりました。幾らいいことをしても悪いことしちゃだめなん ですよ。悪いことをしたらそれは罰せられるんですよ。それを悪いことしてもい いことやったからでは、それ帳消しにならないんです。私はこの程度の処分では 甘いと思っています。受け取っていた行為、それを隠していたことも含めて到底 納得できるものではなく反対いたします。

武川委員

ただいま活発な質疑がなされておりますが、過般の全員協議会の質問・答弁を踏まえて、また、さらには先ほどの本会議での質問・答弁を踏まえて、ただいまの質問等あったわけでありますが、既に本質的な部分の質疑は出尽くしたというふうに思いますので、委員長、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

望月委員長

今、武川委員よりも発言のありましたとおり、これをもって質疑を終結いたします。

討論

小越委員

この本条例、20%削減に反対いたします。県職員が同様のことをしたらこのような処分では済みません。なぜこのような軽い処分になったか、知事が決めたこととはいえこれでは市民からも納得はいきません。反省がないと思います。このくらいの問題で、このくらいのことでなぜ問題になると軽く思っているんじゃないでしょうか。受け取っていた行為、それを隠していたことからも、この程度の処分で納得するものではなく反対です。辞職するべきだと思い私はこの条例改正案に反対いたします。

採決

起立採決の結果賛成多数で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

その他

・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告について は、委員長に委任された。

以 上

総務委員長 望月 勝